



令和4年10月19日（水）
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

指定確認検査機関等の処分について

関東地方整備局長指定確認検査機関に対する監督命令及び
建築基準適合判定資格者に対する業務禁止の処分を行いました。

本日（10月19日）、関東地方整備局長指定確認検査機関の確認検査の業務に従事する確認検査員（建築基準適合判定資格者）が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせします。

また、当該不適当な行為をした建築基準適合判定資格者に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、併せてお知らせします。

詳細は別紙のとおりです。

※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建築安全課

建築安全課長 西村 研二

建設専門官 高橋 亮広

TEL048-601-3151（内線：6681、6682）

FAX048-600-1392

【処分内容】

1. 神奈川建築確認検査機関(関東地方整備局長指定第4号)

処分日 令和4年10月19日

処分内容 監督命令

確認検査の業務に従事する建築基準適合判定資格者(確認検査員)が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃すという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和4年11月30日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内の建築物の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により法第19条第3項及び法第31条第2項の規定に適合しないことを見逃し、指定確認検査機関として検査済証を交付した。

関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分

処分日 令和4年10月19日

資格者名 木村 公二(登録番号:第10343号)

処分内容 業務禁止20日(令和4年12月1日から令和4年12月20日まで)

2. 日本タリアセン株式会社(関東地方整備局長指定第26号)

処分日 令和4年10月19日

処分内容 監督命令

確認検査の業務に従事する建築基準適合判定資格者(確認検査員)が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃すという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審

査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和4年 11月 30 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により過失により法第 58 条第1項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分

処 分 日 令和4年 10 月 19 日

資格者名 中津 岳夫(登録番号:第 3000520 号)

処分内容 業務禁止 20 日(令和4年 12 月 1 日から令和4年 12 月 20 日まで)